第二種特定鳥獣管理計画(第5期カモシカ保護管理)(案)の概要

長野県林務部鳥獣対策・ジビエ振興室

1 計画の目的

第二種特定鳥獣管理計画(第5期カモシカ保護管理)(以下「特定計画」という。)では、SDGs の視点を踏まえ、科学的・計画的な保護管理により、個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図るという目的達成のため、各種対策や調査研究に取り組んでいく。

2 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

3 対象地域

長野県全域(7管理ユニット)

(北アルプス、長野北部、越後・日光・三国、関東山地、八ヶ岳、南アルプス、中央アルプス)

4 前期計画の実施状況に対する評価と対応

カモシカ保護地域においては捕獲を認めず、カモシカ保護地域以外では、農林業被害防止のため、防護柵等による防除対策と個体数調整による捕獲対策を総合的に 実施することにより、保護管理を実施してきた。

近年は、農林業被害額が減少する傾向であるが、今まで被害が無かった地域にも被害が出てきていることから、今後も取組を継続する必要がある。各項目別の実施 状況は以下のとおりである。

(1) 被害防除対策

捕獲以外の被害防除を優先するよう努めるとして進めており、造林地においては、 侵入防止柵が設置され、植林木への忌避剤処理が行われている。また、農地におい ては、主イノシシ、ニホンジカ対策を目的に侵入防止柵設置が進み、結果的にカモ シカについても侵入防止効果が図られている。

今後も、新たに被害が発生している地区を中心に、上記の防除対策を継続する必要がある。

(2) 捕獲対策

捕獲は、管理ユニット内の個体数が維持される範囲内で、加害個体、あるいはその可能性が高い個体を選択的に捕獲するという個体管理を基本とし、毎年度、特定計画内容に沿いながら、年次計画策定及び文化庁の天然記念物現状変更許可の手続きを経て実施してきた。捕獲頭数は年々減少している。

なお、今後は、カモシカとニホンジカの混在している地域においては、ニホンジカの捕獲を優先するなどの検討をしながら進める必要がある。

長野坦	内カエシ	力個休	数調整実	縖
	アリノノ レン	ノノ川凹げ	ᅑᅃᇎᅐ	小县

(単位:頭)

地域個体群	H25	H26	H27	H28	H29	H30
北アルプス	67	71	47	33	21	16
越後日光三国	58	59	61	54	49	36
長野北部	18	15	17	18	7	3
関東山地	1	0	0	0	0	0
八ヶ岳	15	11	13	14	6	4
南アルプス	14	12	11	15	12	5
中央アルプス	90	81	66	45	25	24
県計	263	249	215	179	120	88

(3) 生息環境の保全と整備

生息の核となる地域の確保のため、鳥獣保護区特別保護地区の再指定等を行うとともに、落葉広葉樹林及びそれに準ずる環境が確保できるよう、多様な森林づくりに努めてきており、今後も継続する必要がある。

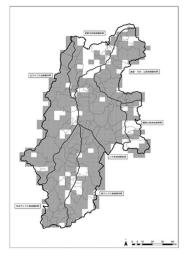
5 カモシカの生息状況等

(1) 生息状況

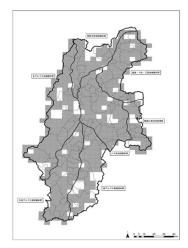
平成30年の生息面積は、平成26年に比較して増加しており、特に県の北部において生息の拡大がみられる。

また、県南部の高標高地域での生息情報が少なくなっている。

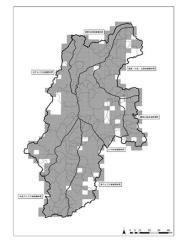
ただし、生息密度については、前回調査と比較して低下しており、生息面積が拡大しているものの、県内推定生息数は、前回調査を下回る結果となった。



平成 21 年時点



平成 26 年時点



平成30年度

(2) 生息密度

1 平方 km の調査地点 30 箇所について、個体数を調査し、管理ユニット別に平均値を求めた。八ヶ岳管理ユニットと中央アルプス管理ユニットの密度は低下したが、その他の管理ユニットでは上昇した。

八ヶ岳管理ユニット等、密度が低く区画法で分布が確認できない箇所については、 糞塊法等の別の調査方法でデータを蓄積することも検討する必要がある。

管理ユニット別生息密度(単位:頭/Km2)

			ㅁ			- '/ /
	平成 26 年(2014 年)			平成 30 年(2018 年)		
管理ユニット	平均 生息密度 (頭/k㎡)	標準偏差	調査地点数	平均 生息密度 (頭/k㎡)	標準偏差	調査地点数
北アルプス	0.59	1	15	0.62	0.76	6
長野北部	_			_		
越後・日光・三国	0.83	1.11	4	1.02	1.45	2
関東山地	0.23	0.46	4	0.90	0.75	4
八ヶ岳	0.28	0.49	3	0.00	0.00	3
南アルプス	0.25	0.7	8	0.75	1.42	7
中央アルプス	2.22	2.84	10	1.32	2.40	8
		·	·	·	·	·
長野県全域	0.87	1.67	44	0.84	1.48	30

(3) 推定生息個体数

長野県内のカモシカ推定生息個体数については、管理ユニットごとに生息分布に 生息密度を乗じて求めた。

長野県内のカモシカ推定生息個体数は、各調査時点での誤差を考慮する必要があるものの、減少傾向がみられる。

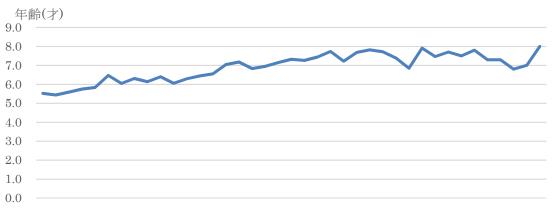
長野県内の推定生息個体数

調査実施年	昭和 52~ 53 年	平成 12 年	平成 21 年	平成 26 年度	平成 30 年
推定個体数	14,000頭	9, 340 ±1, 630 頭	11, 997 ±3, 970 頭	8, 248 ±5, 079 頭	7,738 ±6,420 頭

t 分布に基く 95%信頼区間を推定した

(4) 捕獲個体の調査結果

個体数調整により捕獲された個体の年齢をみると、近年の捕獲個体の平均年齢は 約8歳であり、上昇傾向が認められる。



S55 S57 S59 S61 S63 H2 H4 H6 H8 H10 H12 H14 H16 H18 H20 H22 H24 H26 H28 H30

年度

(5) 被害状況

平成30年度の農林業被害額は、約2千9百万円と減少する傾向だが、新たに被害が確認される地域があるなど、被害地域の拡大が懸念されている。被害額の約7割は林業被害で、主に幼齢木の食害となっている。農業被害は野菜、稲、果樹等の被害である。

長野県内カモシカ農林業被害額					重)	単位:千円)
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
農業	25,636	22,898	19,516	14,932	12,768	9,209
林業	66,401	64,223	53,888	46,410	37,681	28,876

(6) 被害防除

ア 捕獲以外の被害防除

防護柵、忌避剤による防除が主となっているが、近年は林業被害の減少ととも に造林地の防護柵の設置は減少傾向である。

イ 捕獲 (個体数調整)

毎年、第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ保護管理)年次計画(県計画、市町村計画)を策定した後、文化庁の天然記念物現状変更等許可の手続きを経て実施する。

(7) まとめ

今回の調査結果により、生息密度、推定生息数が減少する傾向がみられた。

一般的に、強い捕獲圧がかかると個体群が若齢化すると言われているが、長野県 では捕獲個体の平均年齢がむしろ上昇する傾向にある。

長野県全体のカモシカの推定生息数に対する現在の 100 頭を下回る捕獲数が生息状況に大きな影響を与えているとは考えられない。

しかし、里に近い農地を利用し被害を出す個体は、なわばりを維持できなくなった高齢個体の場合も多いと考えられ、捕獲場所が年齢構成に影響している可能性があるので、今後の調査結果についても注視が必要である。

6 カモシカの保護管理の目標

(1) 保護管理の基本方針

- ア 科学的・計画的な目標設定に基づき、総合的な被害防除対策を行うことにより、管理ユニットを安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る。
- イ 特定計画の実行にあたっては、並行してモニタリングを実施し、その結果により必要に応じて特定計画を見直すフィードバックシステムを確立する。
- ウ 学識経験者、自然保護団体、被害者等からなる特定鳥獣保護管理検討委員会(以下「検討委員会」という。)により、特定計画の見直し及び実行にあたって検討、 評価を受けるとともに、適切な情報公開をしながら進める。
- エ 「管理ユニット内の個体数を安定的に維持」するために、隣接県と連携しつつ 保護管理を進める。
- オ 個体数調整を含む被害防除にあたっては、農林業被害の軽減を基本として、被害防除を優先して取り組むとともに、その上でなお必要な場合に個体数調整を行

うこととし、地域ごとに十分な合意形成のもとに進める。

なお、各地で生息域を拡大しているニホンジカの被害と見誤らないよう慎重に 実施の検討を行うものとする。

(2) 各管理ユニットの保護管理の目標

地域	ーットの休暖官座の日保 現 状 等	保護管理の方法
個体群	・生息密度の変動は見られるものの、北アル	
北アルプ ス	・生息密度の変動は見られるものの、北アルプスカモシカ保護地域内に相当数の生息が推定されており、管理ユニットの維持に問題はないと考えられること	・保護地域を核に、管理ユニットの維持を図りつつ農林業被害等の軽減を図る。 ・個体数調整については、生息動向、防除実施状況及び被害状況を把握したうえで、増加しつつあるニホンジカの影響を見極めつつ、慎重に実施の検討を行う。 ・ニホンジカ調査の際にカモシカの状況把握にも努める。
長野北部	・地域の中心部ではカモシカ生息の確認頻度 が低いものの、農業被害が発生しており、 新潟県境へも分布が拡大している。また、 本地域は管理ユニットの維持の核となるべ きカモシカ保護地域が設定されていない。	・管理ユニットの維持を図りつつ農林業被害の軽減を図る。 ・個体数調整については、生息動向、防除実施状況及び被害状況を把握したうえで、分布拡大しつつあるニホンジカの影響を見極めつつ、慎重に実施の検討を行う。 ・ニホンジカ調査の際にカモシカの状況把握にも努める。
越後・日光・三国	・生息密度に大きな変動は見られず、越後・ 日光・三国カモシカ保護地域内に相当数の 生息が推定されているため、管理ユニット の維持に問題はないと考えられる。	・保護地域を核に、管理ユニットの維持を図りつつ農林業被害の軽減を図る。 ・個体数調整については、生息動向、防除実施状況及び被害状況を把握したうえで、増加しつつあるニホンジカの影響を見極めつつ、慎重に実施の検討を行う。 ・ニホンジカ調査の際にカモシカの状況把握にも努める。
関東山地	・ここ数年被害が発生していないこともあり、 個体数調整は行われていない。関東山地カモシカ保護地域の推定生息個体数は他の保護地域に比べて多くはないが、平均生息密度については大きな変動はみられず、急激な個体数の減少という危機的な状況にあるとは考えられない。 ・ニホンジカの分布拡大によるカモシカの生	・保護地域を核に、管理ユニットの維持を図りつつ農林業被害の発生を抑制する。 ・個体数調整については、生息動向、防除実施状況及び被害状況を把握したうえで慎重に実施の検討を行う。 ・ニホンジカの捕獲促進に努める
	息密度の影響が考えられる。	・ニホンジカ調査の際にカモシカの状況把握に も努める。
八ヶ岳	・平均生息密度は低下したが痕跡は確認されており、被害量等からみて個体数は維持されていると考えられる。・カモシカ保護地域が設定されていない。・ニホンジカの分布拡大によるカモシカの生息密度の影響が考えられる。	・管理ユニットの維持を図りつつ農林業被害を軽減する。 ・個体数調整については、生息動向、防除実施状況及び被害状況を把握したうえで慎重に実施の検討を行う。 ・ニホンジカの捕獲促進に努める。 ・ニホンジカ調査の際にカモシカの状況把握に
南アルプス	・以前から被害が発生しており、個体数調整が行われているが、その捕獲数は年々減少しており、近年は年間10頭程度となっている。 ・また、保護地域内の推定生息個体数は他の保護地域に比べて生息密度が低く、平均生息密度も減少する傾向がみられる。 ・増加するニホンジカの生息密度が、カモシカの生息密度に影響を与えている可能性がある。	・今後とも生息状況の調査を継続的に行い、その推移に注視しながら、保護地域を核に管理ユニットの維持を図る。 ・個体数調整の実施にあたっては、生息動向、防除実施状況及び被害状況を把握したうえで、特にニホンジカによる被害との見極めを十分行った上で慎重に実施の検討を行う。 ・ニホンジカの捕獲促進に努める。・ニホンジカ調査の際にカモシカの状況把握にも努める。

中央アルプス	・被害量及び捕獲数からみて急激な個体数の 減少により危機的な状況にあるとは考えられない。現段階では管理ユニットの維持に 問題はないと考えられる。 ・カモシカ保護地域が設定されていない。	・管理ユニットの維持を図りつつ農林業被害を 軽減する。 ・個体数調整にあたっては、生息動向、防除実施 状況及び被害状況を把握したうえで慎重に実 施の検討を行う。
	・ニホンジカの分布拡大によるカモシカの生 息密度の影響が考えられる。	・ニホンジカの捕獲促進に努める。・ニホンジカ調査の際にカモシカの状況把握に も努める。

7 保護管理の方法

(1) 捕獲以外の被害防除対策

カモシカは種指定の国の特別天然記念物であることから、捕獲以外の被害防除を優先し、県及び市町村においては、そのための施策の実行に努める。

(2) 個体数調整による捕獲対策

被害防除を優先して取り組んだ上でなお必要な場合に行うこととし、管理ユニット内の個体数が維持される範囲で、加害個体あるいはその可能性の高い個体を選択的に捕獲する。

ア 被害地又は被害を受ける可能性が極めて高い場所を特定し、そこで捕獲を行う。 イ 保護管理の基本方針である「管理ユニット内の個体数を安定的に維持」することを前提条件とし、モニタリングにより確認しつつ行う。

ウ 個体数調整のための地域区分の考え方

地域の名称	各地域の位置付け	設定の基準
カモシカ保護	三庁合意に基づき設定され、カモシカの捕獲が認	三庁合意に基づくカモシカ保護
地域	められない地域(傷病等で保護する場合がある)	地域
防御地域	管理ユニットの安定的な維持のため保護を主体 としつつ、被害防除対策に取り組む地域。	鳥獣保護区特別保護地区、国立・ 国定公園の特別保護地区及び中央 アルプス県立自然公園の駒ケ岳特 別地域
管理地域	カモシカ保護地域及び防御地域以外の地域であって、防除対策のみでは防ぐことのできない農林業被害防除のため、捕獲実施団地を設定して必要最小限の個体数調整が実施可能な地域	カモシカ保護地域及び防御地域 以外の地域

(3) 年次計画における捕獲計画の策定手順

- ア 保護地域以外で、被害が発生している地域を明確にする。
- イ 被害位置や捕獲以外の対策等の情報を図化する。
- ウ サンプリング調査等により防除実施状況及び被害状況を把握する。
- エ 50~100ha 程度の区域(捕獲実施団地)を設定する。
- オ 捕獲実施団地では、原則として1~4頭の間で捕獲数を設定する
- カ 年度毎の捕獲計画は、特定鳥獣保護管理委員会で検討したうえで決定する。

8 モニタリングの実施

科学的・計画的な保護管理を進めるため、県と捕獲実施市町村は協力してモニタリングを行うこととする。

- ・長期モニタリング(5年に1回)……分布状況調査、生息密度調査、その他
- ・短期モニタリング (毎年) ……被害状況調査、捕獲個体調査 (年齢、妊娠状況等)

※可能な限り錯誤捕獲個体も実施

9 特定計画の実施体制

効果的な保護管理施策を実施するにあたっては、県、市町村、農林業団体、集落 住民等の関係者が協働で取り組む。

(1) 行政の役割

ア 県の役割

当該計画及び捕獲実施市町村の設定する年次計画に基づく県全体の年次計画の策定及びモニタリングの実施を随時遂行する。

イ 地方保護管理対策協議会の役割

市町村ごとの年次計画の検討を行い、効果的な対策がとれるよう関係者間の連絡調整を図る。

ウ 県現地機関の役割

市町村及び集落に対し、年次計画設定や具体的な被害対策等に関する助言、支援及び情報提供等を行う。

- エ 市町村の役割
 - ・特定計画に則した年次計画の作成・実行
 - ・集落住民等関係者との協働による具体的な被害対策等の実施

(2) 行政以外の役割

農林業者は、被害を発生させないための防除対策、生息環境整備に努めるとともに、狩猟者、農林業関係団体、大学、NPO等、及び県民は、それぞれの立場で保護管理に協力する。